

「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の概要

1 目的

- ◆ 木材利用促進法に基づく県計画として位置づけ

2 木材利用促進の意義と効果

- ◆ 多くの人工林が利用可能な段階を迎えつつある中で、木材の利用を促進することは、地球環境の保全、森林の有する多様な公益的機能の発揮等に貢献する
- ◆ 現在、木材の利用の低位な公共建築物の木造化、内装等の木質化を図ることにより、直接的な需要拡大のみならず、波及効果にも期待可能

3 木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ◆ 公共建築物の設置者は、建築基準法等の規制の範囲内で、新設及び改修等に当たり、木造化及び内装等の木質化により木材を使用するよう努める（木材利用を図る建築物の種類及び内装等の木質化を図る部分について、具体的に例示）
- ◆ 備品、消耗品としての木材利用や木質バイオマスの利用、公共土木工事における木材利用を促進する

4 県の木材利用の目標

- ◆ 低層の公共建築物について、原則として木造化を図ることを目標とする
- ◆ 高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、極力、内装等の木質化を促進する
- ◆ 備品、消耗品としての木材利用や木質バイオマスの利用、公共土木工事における木材利用を促進する
- ◆ 木材利用の促進に当たっては、可能な限り県産木材の使用に努める

5 公共建築物等における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ◆ 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給体制整備
- ◆ 関係事業者間の連携促進

6 その他の事項

- ◆ コスト面での考慮とともに、木材の利用促進の意義や効果等も考慮した総合的な判断により、木材利用を促進する
- ◆ 市町村や民間事業者が行う木材利用の促進に対する取組を支援
- ◆ 検討の場として、県産木材利用推進庁内連絡会議を位置づけ